別表第10(第19条関係)

設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表

第一種適格電気通信事業者名

年度分

(単位 円)

						(
1 科目 2	2 科目内	3 科目内訳の	4 控除対象原	5 前年度に	6 5の原価	7 6の原価
	訳	内容	価の内容	実際に要	から控除	に効率化
				した第一	対象原価	率を乗じ
				号基礎的	を控除し	た後のも
				電気通信	た後のも	の
				役務の提	0	
				供に係る		
				設備利用		
				部門の原		
				価		
一 営業	イ 注文	(1) 窓口又は	施行規則第14条			
費	獲得費	電話受付部	第2号イに規定			
		門における	する第一号基礎			
		加入電話の	的電気通信役務			
		新規申込み、	に係る原価			
		移転等の受				
		付又は割引				
		サービス等				
		の受付若し				
		くは販売に				
		係る原価				
		(2) 販売部門	施行規則第14条			
		における加	第2号イに規定			
		入電話の新	する第一号基礎			
		規申込み、移	的電気通信役務			
		転等の取次	に係る原価並び			

ぎ又は割引 に同条第1号イ 及びロ並びに第 サービス等 4号イ及びロに の取次ぎ若 しくは販売 規定する第一号 に係る原価 基礎的電気通信 役務に係る原価 のうち、当該第 一号基礎的電気 通信役務の能動 的な営業活動に 係るもの (3) 技術支援 一の科目イ(2) 部門におけ において控除さ るネットワ れる前の原価に 占める控除され ーク構築に た原価の割合に 関する技術 支援に係る 5の欄に掲げる 値を乗じたもの 原価 施行規則第14条 (4) 代理店営 業部門にお 第2号イに規定 する第一号基礎 ける加入電 話の新規申 的電気通信役務 込み、移転等に係る原価並び の取次ぎ又 に同条第1号イ は割引サー 及びロ並びに第 4号イ及びロに ビス等の取 次ぎ若しく 規定する第一号 は販売に係 基礎的電気通信 役務の能動的な る原価 営業活動に係る もの

1	1
(5) 販売サポ	施行規則第14条
ート部門に	第2号イ及びハ
おける割引	に規定する第一
サービス等	号基礎的電気通
の受付オー	信役務に係る原
ダーのシス	価のうち、テレ
テムへの投	ホンカードに関
入及び顧客	するもの(報奨
データベー	金に係るものを
スの維持管	除く。)以外のも
理のうち、通	の
話に係るも	
の又はテレ	
ホンカード	
の販売及び	
作成等に係	
る原価	
(6) 広報又は	第一号基礎的電
宣伝に係る	気通信役務の能
原価	動的な営業活動
	を目的とする広
	報又は宣伝に係
	る原価
(7) 企画業務	一の科目イ(1)
に係る原価	から(6)まで及
	びロ(1)から(3)
	までにおいて控
	除される前の原
	価に占める控除
	された原価の割
	合に5の欄に掲

1		 げる値を乗じた
		りる値を来したもの
口 注文	(1) 販売サポ	
履行費	ート部門に	
/後1] 貝	おける加入	
	電話の新規	
	申込み、移転	
	等の受付オ	
	ーダーのシ	
	ステムへの	
	投入及び顧	
	客データベ	
	ースの維持	
	管理に係る	
	原価のうち、	
	加入者管理	
	に係るもの	
	(2) 料金の受	
	入業務に係	
	る原価	
	(3) 通話に係	施行規則第14条
	るデータの	第2号イに規定
	蓄積若しく	する第一号基礎
	は料金の計	的電気通信役務
	算、料金請求	に係る原価のう
	書の編集、作	ち、割引通話に
	成若しくは	係る原価
	発行又は料	
	金の督促若	
	しくは回収	
	等に係る原	

		価	
		 (4) 貸倒損失	
		又は貸倒引	
		当金繰入額	
	Alle 3/6	に係る原価	
	ハ営業	営業業務の共	一の科目イ及び
	管理費	通部分に係る	ロ(1)から(3)ま
		原価	でにおいて控除
			された原価に占
			める控除された
			原価の割合に5
			の欄に掲げる値
			を乗じたもの
二 試験	イ 試験	(1) 利用者系	第一号基礎的電
研究費	研究費	ネットワー	気通信役務の提
		クサービス	供の確保に直接
		等の研究開	資する研究開発
		発に係る原	に係る原価以外
		価	のもの
		(2) 利用者系	同上
		の研究開発	
		に必要な基	
		礎又は基盤	
		技術研究に	
		係る原価	
			同上
		信技術に関	
		係する新し	
		い概念の技	
		術等の純粋	
		基礎研究に	

		 係る原価	
		(4) 研究開発	二の科目イ(1)
		業務の共通	から(3)までに
		部分に係る	おいて控除され
		原価	る前の原価に占
			める控除された
			原価の割合に5
			の欄に掲げる値
			を乗じたもの
		(5) 法人営業	第一号基礎的電
		部門におけ	気通信役務の提
		る研究開発	供の確保に直接
		等に係る原	資する研究開発
		価	に係る原価以外
			のもの
		(6) 試験開発	二の科目イ(1)
		部門におけ	から(5)までに
		る共通的作	おいて控除され
		業(庶務、経	る前の原価に占
		理等)に係る	める控除された
		原価	原価の割合に5
			の欄に掲げる値
			を乗じたもの
三 管理	イ 営業	 (1) 支店にお	建物に係る原価
共通費	管理費	ける建物、事	にあっては、一
		業企画、庶	の科目イ、ロ(1)
		務、厚生、人	から(3)まで及
		事又は経理	びハ並びに二の
		関係業務に	科目において控
		係る原価	除される前の原
			価に占める控除

された原価の割 合に5の欄に掲 げる値を乗じた もの 建物に係る原価 以外のものにあ っては、一の科 目イ、口(1)から (3)まで及びハ において控除さ れる前の原価に 占める控除され た原価の割合に 5の欄に掲げる 値を乗じたもの (2) 物品調達、一の科目イ、ロ 管理等に係 (1)から(3)まで 及びハにおいて る原価 控除される前の 原価に占める控 除された原価の 割合に5の欄に 掲げる値を乗じ たもの (3) 営業部門 施行規則第14条 業務に対す 第1号、第2号及 る研修に係 び第4号に規定 る原価 する第一号基礎 的電気通信役務 に係る原価 (4) 共通的作 一の科目イ、ロ

1	1
業(庶務、経	(1)から(3)まで
理等)に対す	及びハ並びに二
る研修に係	の科目において
る原価	控除される前の
	原価に占める控
	除された原価の
	割合に5の欄に
	掲げる値を乗じ
	たもの
(5) 研修の共	三の科目イ(3)
通部門に係	及び(4)におい
る原価	て控除される前
	の原価に占める
	控除された原価
	の割合に5の欄
	に掲げる値を乗
	じたもの
(6) 社員の健	一の科目イ、ロ
康診断等の	(1)から(3)まで
福利厚生に	及びハ並びに二
係る原価	の科目において
	控除される前の
	原価に占める控
	除された原価の
	割合に5の欄に
	掲げる値を乗じ
	たもの
(7) 建物等の	建物等の借料に
借料又は現	係る原価のう
状資産の維	ち、一の科目イ、
持管理に係	ロ(1)から(3)ま

価	
(11) 法人営業	同上
部門に対す	
る業務運営	
支援又は管	
理に係る原	
価	
(12) 公衆電話	同上
部門に対す	
る業務運営	
支援又は管	
理に係る原	
価	
(13) 三の科目	施行規則第14条
(1)から(12)	第1号、第2号及
までに掲げ	び第4号に規定
る原価以外	する第一号基礎
の管理共通	的電気通信役務
費に係る原	に係る原価
価((14)及び	
(15)に掲げる	
ものを除	
⟨。)	
(14) 本社にお	建物に係る原価
ける建物、事	にあっては、一
業企画、総	の科目イ、ロ(1)
務、厚生、人	から(3)まで及
事又は経理	びハ並びに二の
関係業務に	科目において控
係る原価	除される前の原
	価に占める控除

I	I	I		ļ
			された原価の割	
			合に5の欄に掲	
			げる値を乗じた	
			もの	l
			建物に係る原価	
			以外のものにあ	
			っては、一の科	
			目イ、ロ(1)から	
			(3)まで及びハ	l
			において控除さ	
			れる前の原価に	
			占める控除され	
			た原価の割合に	l
			5の欄に掲げる	
			値を乗じたもの	
		(15) 印紙税、	一の科目イ、ロ	
			(1)から(3)まで	
		等の租税公	及びハ並びに二	
		課	の科目において	
			控除される前の	I
			原価に占める控	
			除された原価の	
			割合に5の欄に	I
			掲げる値を乗じ	
			たもの	I
四 共通	イ 注文	(1) 事務室、事		ŀ
設備費	履行費	務用機器等	1. 4 —	
用用	/ 12 门 具	に係る減価		
713		で成る機画 償却費、固定		l
		資産除却費、		
		他人資本費		L

	用、自己資本		
	費用及び利		
	益対応税等		
	に係る原価		

注

- 1 施行規則第14条第1号イ及びロ、第2号イ及びロ並びに第4号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに記載すること。ただし、同号イに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る5、6及び7の欄については、同条第1号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るこれらの項の原価等の算出において、ワイヤレス固定電話加入者回線を同号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出した額のうち、ワイヤレス固定電話加入者回線に相当するものを記載すること。
- 2 5の欄に掲げる原価から4の欄に掲げるものの原価を控除した後のものを6の欄に記し、当該記したものに効率化率を乗じた後のものを7の欄に記載すること。
- 3 第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに 関連する原価については、施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準による ほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によっ て配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理す ることができる。
- 4 一の第一号基礎的電気通信役務と他の第一号基礎的電気通信役務とに関連する原価については、施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 5 控除対象原価と控除対象原価以外の原価とに関連する原価については、施行規則第 40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役 務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。